

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 9 日 (火) 第189号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 道路の位置指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2 件) (北薩地域振興局取扱い) 5
- (始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 一般競争入札公告 (総務課取扱い) 6

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

収 用 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県収用委員会運営規程の一部を改正する訓令 (※) (収用委員会取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第254号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 3 年 3 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第255号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番1・山川福元字辺田5762番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第256号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
指宿市山川成川字塩干形7446番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年10月22日農林水産省告示第1681号（四に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成6年4月25日鹿児島県告示第767号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び知名町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第259号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和2年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日清丸紅飼料（株） 鹿児島工場 2010001029465 （鹿児島市）	（有）輝北運輸 5340002025312 （鹿屋市）	幼令肉用牛育成・肉用牛肥育用配合飼料	日清丸紅印若牛用配合飼料 牛のナポレオン	令和 2.12	重金属－カドミウム，鉛	無
		肉用牛肥育用配合飼料	日清丸紅印配合飼料ファミリーPF	2.12	重金属－カドミウム，鉛	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料（株） 鹿児島工場 9010401074443 （鹿児島市）	同左	霧島ビーフ4号前期	令和 2.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		プレミアム育成後期	2.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		グレイト宮崎	2.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		アミノブレンド2	2.12	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
鹿児島プロフーズ（株） 本社工場 1340001001045 （いちき串木野市）	同左	チキンミール	2.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
		フェザーミール	2.12	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

サンテグレ (株) レンダリング工 場 5340001015140 (曾於市)	同左	ポーク・チキン混 合ミール	2.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		チキンミール	2.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	日南志布志線	志布志市志布志町内之倉字 上ノ原3473番16地先内	前	14.8～20.7	113.0
			後	16.0～20.8	113.0
		志布志市志布志町内之倉字 東原2846番5地先から同市 志布志町内之倉字上ノ原 3473番16地先まで	前	4.5～15.8	343.9
			後	4.5～15.8	343.9
			後	6.5～24.5	314.4

鹿児島県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月9日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	日南志布志線	志布志市志布志町内之倉字上ノ原3473番16地先内	令和3年 3月9日

鹿児島地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年3月9日

鹿児島地域振興局長 寺地浩一

指定の年 月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和3年 1月27日	日置市伊集院町猪 鹿倉一丁目6番地 1	日置市伊集院町下谷口字 杉ヶ迫1528番5	34.36	4.00～4.03

株式会社耕人舎 代表取締役 満富康祐			
--------------------------	--	--	--

北薩地域振興局告示第 2 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 3 月 9 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハッピーアシスト Luana	薩摩川内市大小路町3511番地	モアニ株式会社	薩摩川内市大小路町3511番地	東條 了子	令和 3 年 3 月 1 日	児童発達支援

北薩地域振興局告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 3 月 9 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホームとあ	薩摩川内市平佐町2421番地1	株式会社夢輝	薩摩川内市鳥追町3番9号	太利 孝宏	令和 3 年 2 月 11 日	共同生活援助

始良・伊佐地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 3 月 9 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケキ	始良市加治木町本町375番地松田ビル2階	アスナ株式会社	愛知県一宮市花池一丁目5番21号	垣内和太流	令和 3 年 3 月 1 日	就労継続支援 B 型

大隅地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 3 月 9 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアステーションありあけ	志布志市有明町野神3372-2	医療法人愛誠会	曾於市大隅町下窪町1番地	徳留 稔	令和 3 年 3 月 31 日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 3 年 3 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県議会庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県議会庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（A 級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後 2 年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね 1 時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和 3 年 3 月 29 日午後 2 時
イ 場所 鹿児島県庁（議会庁舎 3 階）第 4 会議室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- ㊦ 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(イ) 交付期限 令和3年3月19日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県議会事務局総務課総務係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5013

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る令和3年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、令和3年4月1日に確定する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年3月9日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 牙狼MAXX-MC	株式会社サンセイアー ルアンドディ	0P1507
ぱちんこ遊技機	P 北斗の拳8救世主SFJE	サミー株式会社	0P1657
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこGANTZ極M3	株式会社オッケー.	0P1633
回胴式遊技機	S デジスロA9	株式会社ヤマ	0S1483
回胴式遊技機	S オニハマ4H2	ベルコ株式会社	0S1405

収用委員会訓令

鹿児島県収用委員会訓令第1号

鹿児島県収用委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月9日

鹿児島県収用委員会会長 馬場竹彦

鹿児島県収用委員会運営規程の一部を改正する訓令

鹿児島県収用委員会運営規程（平成15年鹿児島県収用委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。